

## 第2回東京都子育て支援住宅認定制度等意見交換会（令和3年10月1日）における 主な御意見の概要

### ➤ 認定制度等の対象について

#### 【対象となる世帯】

(〇〇委員)

- シングルマザー等の要配慮者に対し、既存民間住宅を活用した施策が必要

(〇〇委員)

- テレワークのニーズなど認定住宅の入居者実態を踏まえた検討を進めるべき。

#### 【対象となる住宅属性】

(〇〇委員)

- これからは既存住宅をどう生かすかが重要。認定制度においても、まずは既存住宅にフォーカスを当てるくらいの発想転換も必要

(〇〇委員)

- 既存の戸建、特に郊外住宅団地における空間の広さやゆとりなどを子育て世帯は求めている。認定制度の対象とすることで制度の可能性が広がることが考えられる。

### ➤ 認定基準見直しの方向性について

#### 【ハード面の認定基準について】

(〇〇委員)

- 新たな日常や IoT などに対する対応は、新築住宅に比べ既存住宅は空間的制約やコスト面の制約が大きくなるためハードルが上がる。認定基準の部分的な対応に対する支援等は有効

(〇〇オブザーバー)

- 既存住宅の認定取得において、壁の面取り、浴室扉内外への鍵設置、家具の転倒防止措置などが必須項目であることにより、対応の困難性が高くなっている。

(〇〇委員)

- 省エネ、太陽光などの新たな基準については事業者の負担も考慮しながら議論を進める必要がある。

#### 【ソフト面の認定基準について】

(〇〇委員)

- コミュニティ醸成について、機会の創出という観点では新築住宅も既存住宅も変わらない。本基準が認定取得のハードルになっているのであれば、現行基準によるロールモデルとは別に、きっかけ作りなどでも認定取得が可能となるようグラデーションで整理することも有効

(〇〇オブザーバー)

- コミュニティ醸成の基準について、既存住宅では対応が難しく、自治会の防災訓練への参加などをもって基準適合とされれば、対応と効果のバランスが計られる。

➤ **新たな目標設定について**

(〇〇委員)

- 目標値として想定している住宅及び住環境に対する満足度は直近の数字が 83%と  
いうことであり、既に高いという印象を受ける。

(〇〇委員)

- 満足度を目標値とする場合、世帯構成や所有形態等の属性を細分化して測定する  
ことにより適切な目標値となる。
- 観測・実況指標の上昇と政策指標である満足度の向上の因果関係を明確にできる  
ように満足度と観測・実況指標との関係性を分析することが重要

➤ **普及促進について**

(〇〇オブザーバー)

- 母子手帳配布時の資料添付など区市町村の福祉所管との連携は効果的
- 認定住宅事業者の当該住宅HPでの認定制度の紹介により、デベロッパーなどへ  
の広がりも期待できる。

➤ **事業者からの意見**

株式会社H I T O T O W A

- 認定基準におけるコミュニティ醸成の難しさについては、機会提供・きっかけ作り  
ということであれば既存住宅も新築住宅も変わりはない。既存住宅においてもその  
きっかけを作ることで認定取得を可能とすることにより、ハードルを下げることは  
可能。
- 2～3年間をかけ、2ヶ月に1回程度の機会創出を母体となる主体により実施す  
ることで、自主的な取組がその後持続的に行われていく。
- コミュニティの醸成については、管理会社の理解・協力が不可欠。管理会社のサー  
ビスでなく、管理費の活用等掛かる費用を考慮することが必要

東京都住宅供給公社

- 既存住宅における認定取得のための意見
  - ・ 必須項目である、壁の出隅面取り、浴室扉ロック、家具転倒防止、バルコニー足掛  
かり防止については既存住宅において対応に苦慮
  - ・ 子育て支援サービスや交流機会の継続実施については、自治会主催のお祭りや防災  
訓練への参加も認定基準に適合しているものとするれば、対応がしやすくなる。
- その他の意見
  - ・ 建具指挟み防止措置について、流通商品が少ないことから、市場環境が整うまでの  
間は選択項目とするなどの検討を要望
  - ・ 洗面水栓は、現行の必須基準「レバー＋サーモスタット＋シャワーヘッド」だけで  
なく「レバー＋サーモスタット＋自動水栓」でも認定適合とされたい。